## 第19 債権譲渡

- 1 債権の譲渡性とその制限
  - (1)譲渡制限の意思表示の効力(変更)

## 民法第 466 条

- (1)債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、 この限りでない。
- (2)当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- (3)前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

(改正前民法466条)

- 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

第2項は、相対的効力説を採用することを明言するものである。なお、改正前民法では譲渡禁止特約という言い方が通常であるが改正法では譲渡制限の意思表示と呼ばれることになったことを受けて、譲渡制限特約と呼ぶことにする。

# (2)譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合(新設)

#### 民法第 466 条

(4)前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

(改正前民法466条)

- 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

債務者が債務を履行しない場合に限られる。

また、第三者が相当な期間を定めて「譲渡人」に対する履行の催告をすることが必要である。第三者が自身に対しての履行を催告するのではない。

そして、相当な期間内に履行がないことをもって、債務者は第三者に対する履行拒 絶権を喪失することになる。

# (3)債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の債務者の供託 (新設)

#### 第466条の2

- (1)債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供託することができる。
- (2)前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。
- (3)第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

#### 第466条の3

前条第1項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人(同項の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

## 解説

本条は、譲渡制限特約に違反して債権譲渡がなされた場合に、債務者に供託することを認める規定である。

(1) 本条の適用範囲

譲渡制限特約のなされた債権であることを要する。

(2) 供託できる債権の種類

譲渡された債権が金銭債権に限られる。特定物ないし不特定物の請求権は対象にならない。

(3)供託通知書の送付先

供託通知書は、譲渡人及び債権者(譲受人)の双方に対して送付しなければならない。

(4)供託金還付請求権の帰属

供託金還付請求権は、債権者のみに帰属し、譲渡人には帰属しない。

(5)譲渡人について破産手続開始決定がなされた場合の供託請求

譲渡制限特約に違反して債権譲渡がなされた場合、譲渡人について破産手続開始の 決定があったときは、債権全額につき権利を有し、かつ第三者対抗要件を得た債権者 は、債務者に対して、供託をなさしめることができる。

# (4)債権の譲渡性を制限する特約が付された債権の差押え(新設)

民法第466条の4

- (1)第466条第3項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。
- (2)前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失により知らなかった場合において、その債権者が同行の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。

第1項は、現在の判例及び通説で異論のない点を明らかにしたものである。

第2項は、債務者は、譲渡制限特約をもって、悪意ないし重過失ある譲受人の差押 債権者に対抗できることを規定したものである。

# (5)預金債権又は貯金債権に係る債権の譲渡性を制限する特約の効力 (新設) 第466条の5

- (1)預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」という。)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定に関わらず、その譲渡制限の意思表示がなされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。
- (2)前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

本条は、相対的効力説の例外であり、従来どおり、絶対的効力説を維持するものである。

他方、預金等の債権者が有する預金等債権につき、その債権者が差し押さえた場合には、これまでどおり、金融機関は譲渡禁止特約を差押債権者に対抗できないことから、差押債権者からの払い渡し請求に応じることになる。

# 2 将来債権譲渡(新設)

## (1)将来債権の譲渡性とその効力の限界

民法第466条の6

- (1)債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。
- (2)債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。

# (2)将来債権の譲渡後に付された譲渡性を制限する特約の対抗

(3)前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第1項)の規定を適用する。

第1項は、将来債権も債権譲渡の方法によって譲渡できることを明確にしたものである。

第2項は、発生した将来債権を譲受人が取得する時期につき、その発生時とし、かつ、格別の意思表示や手続を要せず、当然に取得するものとした。

ただ、第3項により、将来債権につき譲受人において対抗要件を具備した後に譲渡禁止特約が譲渡人と債務者との間で締結された場合には、債務者は譲渡制限特約をもって悪意ないし重過失ある譲受人に対抗し得ないこととした。

## 3 債権譲渡の対抗要件(変更)

#### 民法第 467 条

- (1)債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
- (2)前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。(改正前民法第467条第2項と同文) (改正前民法467条)
- 1 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

将来債権の譲渡を含む債権譲渡につき、譲渡人からの通知ないし債務者の承諾を対抗要件として維持させるものである。

## 4 債権譲渡と債務者の抗弁(変更)

(1)異議をとどめない承諾による抗弁の切断

民法第 468 条

改正前民法第468条第1項を削除する。

- (1)債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。
- (2)第466条第4項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗

要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、 第466条の3の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件 具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請 求を受けた時」とする。

(改正前民法468条)

- 1 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。
- 2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

改正前民法468条1項は、いわゆる異議を留めない承諾が抗弁を切断する効果を有する旨定めていた。この規定は、債務者が債権譲渡に対して異議を留めないで承諾したという事実に対して公信力を与えて譲受人を保護し、債権譲渡の安全を図ろうとしたものである。

しかし、債務者が単に債権が譲渡されたことを認識した旨を通知しただけで抗弁の 喪失という予期せぬ効果を生じさせてしまうことは、債務者保護の観点から適切では ないという指摘がなされていた。

そこで、異議を留めない承諾による抗弁の切断の制度を廃止することとした。

## (2)債権譲渡と相殺(新設)

## 第469条

- (1)債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺を もって譲受人に対抗することができる。
- (2)債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。
  - 1 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権
  - 2 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基 づいて生じた債権
- (3)第466条第4項の場合における前二条の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(改正前民法468条)

- 1 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。
- 2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

まず、第1項により、判例が採用する無制限説に依拠することを明確にするものである。

次に、第2項は、債務者が権利行使要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、第1号ないし第2号の所定の要件を充足する場合であれば、譲渡人に対する債権による相殺をもって、譲受人に対抗できるものとした。かかる要件を充足する場合であれば、債務者には相殺に対する合理的期待があるものといえるため、か

かる期待を保護する趣旨である。

なお、第2号では譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた 債権であるものは、この債権による相殺をもって譲受人に対抗できる旨規定するが、 これは差押えと相殺の場面では規定されていない。

第3項の規定は、第468条2項と同趣旨である。